

## 茨城県市町村職員研修要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県職員研修規程（昭和47年茨城県訓令第8号）第25条第2項の規定に基づき、市町村の職員に対して茨城県自治研修所長（以下「研修所長」という。）が行う研修の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(研修の種類、内容)

第2条 研修の種類及び内容は次の表のとおりとする。

種 類	内 容
自主研修促進研修	市町村の自主研修実施体制の整備促進に必要な研修スタッフ及び講師を養成するために行う研修
特別研修	職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させるために行う研修
階層別研修	市町村の職員として必要な一般的知識及び技能を修得させるとともに公務員としての教養を高めるために行う研修

2 前項の階層別研修は次の区分により行う。

研 修 の 名 称	対 象 者
第4部職員課程	研修実施年度の4月1日現在31歳～33歳までの非役付き職員
新任係長課程	研修実施年度の4月1日以前1年間に係長（係長相当職を含む）に昇任した職員
新任課長補佐課程	研修実施年度の4月1日以前1年間に課長補佐（課長補佐相当職を含む）に昇任した職員
新任課長課程	研修実施年度の4月1日以前1年間に課長（課長相当職を含む）に昇任した職員
新任部長等課程	研修実施年度の4月1日以前1年間に部長（部長相当職を含む）に昇任した職員及び部長制を設けていない町村で研修実施年度の4月1日現在課長（課長相当職を含む）に昇任し5年以上6年未満の職員（旧現任課長課程受講者を除く）

(研修の実施計画)

第3条 研修所長は、茨城県自治研修協議会に諮り研修実施計画を定め、市町村長に通知する。

(研修実施細目)

第4条 研修科目、時間数、講師、参加人員、期間等の実施細目は研修所長が定める。

(研修生の決定)

第5条 研修生の決定は、前条の規定により研修所長が定めた参加人員の範囲内で研修生指定書(様式第1号)により市町村長が指定した者とする。この指定に当たっては、電子メールにより研修所長に提出するものとする。

2 市町村長は、前項の規定により決定された研修生が特別の理由で前項の規定により指定された研修に参加することが困難であると認めたときは、速やかに研修生指定変更申請書(様式第2号)により研修所長に申請しその承認を受けなければならない。

(研修生の義務)

第6条 研修生は、この要綱に定めるもののほか、研修所長が定めた事項を遵守しなければならない。

(決定の取り消し等)

第7条 研修所長は、研修生が正当な理由がなく研修に出席しないときは、第5条の決定を取り消すことができる。

2 研修所長は、研修生が次の各号の一に該当すると認めたときは、当該研修生に退所を命ずることができる。

(1) 前条の規定を守らないとき。

(2) その他研修に支障となる特別の理由があるとき。

3 研修所長は、第1項の規定により決定を取り消し、又は前項の規定により退所を命じたときは、その旨を市町村長に通知する。

(欠席届け)

第8条 研修生は、研修を欠席しようとするときは、所属市町村長の承認を得て研修欠席届(様式第3号)を研修所長提出しなければならない。

(研修効果の測定)

第9条 研修所長は、必要があると認めるときは、研修期間中随時に研修の効果を適当な方法で測定することができる。

(研修終了通知)

第10条 研修所長は、研修が終了したときは、研修生の出席状況その他必要な事項を研修終了通知書(様式第4号)により市町村長に通知する。

(実施規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか、市町村職員研修の実施に関し必要な事項は、研修所長が別に定める。

付 則

1 この要綱は昭和55年11月13日から施行する。

2 この要綱による改正前の茨城県市町村職員研修要綱第11条第1項及び第12条ただし書の規定は、昭和56年3月31日までの間は、なお効力を有する。

付 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年2月24日から施行する。